

「京都市動物園サポーター制度」商品提携サポーター制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、京都市動物園サポーター制度要綱第2条第1号に規定する商品提携サポーター制度について、その取扱を定めるものである。

(要件等)

第2条 商品提携サポーター制度の対象は、事業者等から申請のあった1年間で概ね20万円以上の寄付が見込まれる商品とする。

(手続)

第3条 申請手続は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申請

認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、「商品提携サポーター制度申請書」(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、商品の概要が分かる資料を添付して提出する。

(2) 認定

ア 商品の認定は、商品提携サポーター制度認定委員会(以下「認定委員会」という。)が決定するものとし、必要と認める場合は申請者と協議のうえ、商品又は販売方法等について条件を付すことができる。

イ 次の各号のいずれかに該当するものについては認定しない。

- (ア) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (イ) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (ウ) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの
- (エ) 選挙に関するもの
- (オ) 政治性のあるもの
- (カ) 宗教性のあるもの
- (キ) 社会問題についての意見に関するもの
- (ク) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの
- (ケ) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (コ) その他動物園のイメージを損なうおそれのあるもの

(3) 認定通知

認定を行ったときは、「商品提携サポーター制度認定通知書」(様式第2号)により申請者に通知する。

(4) 表示

申請者は、認定を受けた商品に、京都市動物園(KYOTO CITY ZOO)の名称、動物園のロゴマーク又は動物園を支援している旨の記載を表示しなければならない。

(5) 実績報告

申請者は1年間に1回、認定時に指定した月に「商品提携サポーター制度実績報告書」(様式第3号)を提出し、実績を報告する。

(6) 寄付金の納付

申請者は、実績報告書を提出した月の翌月に、京都市が発行する納付書により、あらかじめ定められた算出方法による金額を指定の期日までに納付する。

(認定委員会)

第4条 認定委員会は動物園長を委員長とし、動物園副園長、動物園種の保存展示課長、動物園種の保存展示課企画係長及び文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長で構成する。

2 委員長は会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

(内容の変更)

第5条 申請者は、商品や販売方法等について変更があるときは、動物園に報告し、認定委員会の認定を受けるものとする。この場合において、認定委員会は、申請者に対して再申請を求める場合がある。

(認定の取消)

第6条 認定委員会は、当該商品に欠陥等があった場合又は商品の変更等により認定することが適当でなくなった場合は、認定を取り消すことができる。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は自己の都合により申請を取り下げることができる。ただし、申請を取り下げた月までの実績報告書を提出し、申請を取り下げた月の翌月に、あらかじめ定められた算出方法による金額を納付しなければならない。

(特典等)

第8条 商品提携サポーター制度により寄付を行った者(以下「寄付者」という。)で、希望する者は、動物園ホームページに名称を掲示する。

2 前項に定めるもののほか、市長は、寄付者に対し、顕彰を行うことができる。

(申請者の責務)

第9条 申請者は、商品の内容について一切の責任を負うものとする。

2 申請者は、商品の品質やサービスを京都市が保証するものではない旨、消費者に誤解を与えないようにしなければならない。

(費用の返還)

第10条 いかなる場合であっても既納の寄付金の返還は行わない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、商品提携サポーター制度の事務取扱に関し、必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この要領は、決定の日から施行する。

附 則（平成27年4月1日決定）

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

（あて先）京都市長

京都市動物園サポーター制度
商品提携サポーター制度申請書住 所
商号又は団体の名称
代表者名

印

本制度の趣旨及び内容を十分理解したうえで、次のとおり申請します。

商品の名称		
年間販売予定数		
年間売上見込額	円	
年間寄付見込額	(算出方法)	円
販売期間		
実績報告書提出時期	毎年 月報告（翌月納入）	
連絡先	住 所	(〒 -)
	電話番号	
	FAX番号	
	担当者名	
	電子メールアドレス	

※ この申請書には、商品の概要が分かる資料を添付してください。

※ 年間販売予定数及び各金額は、実績報告書提出月までの見込みとしてください。

【留意事項】

- 1 本件に要する一切の費用は申請者の負担とします。
- 2 提出された全ての書類等は返却できません。
- 3 公文書公開請求があった場合は、個人情報を除き、原則として提出書類を公開します。

平成 年 月 日

様

京都市動物園サポーター制度
商品提携サポーター制度
認定通知書

京都市長
(担当 文化市民局 動物園)

この度、申請いただきました商品について、サポート商品として認定しましたのでお知らせします。

認定番号	
商号又は団体の名称	
商品の名称	
販売期間	
実績報告書提出時期	毎年 月報告（翌月納入）
備考	

※ 認定通知書発行後、実績報告書提出時期を変更する場合は、変更後の時期及び変更する理由を記載のうえ、書面で提出してください。

〒606-8333
京都市左京区岡崎法勝寺町岡崎公園内
京都市動物園総務課
電話番号 075-771-0210
FAX番号 075-752-1974

平成 年 月 日

（あて先）京都市長

京都市動物園サポーター制度
商品提携サポーター制度実績報告書

住 所
商号又は団体の名称
代 表 者 名

印

認定を受けたサポート商品について、次のとおり実績を報告します。

認 定 番 号	
商 品 の 名 称	
期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
寄 付 額	円 (算出方法)
販 売 数	円
売 上 額	円
申請内容の変更等(※)	

※ 実績報告書提出時期等申請書の内容を変更する場合は、変更する内容を記載のうえ、書面で提出してください。